

奈良市公告

公募型プロポーザル方式により、奈良市包括的道路維持管理業務委託を受注する民間事業者を選定するので、次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 公募事項

(1) 業務名

奈良市包括的道路維持管理業務委託

(2) 対象区域

奈良市全域を対象とする。

(3) 業務内容

「奈良市包括的道路維持管理業務委託 要求水準書」第 2 章第 5 項のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月 30 日まで

(5) 参加資格要件

① 共通事項

単独企業または共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ・奈良市建設工事指名競争入札参加資格または令和 7・8 年度奈良市物品購入等入札参加資格若しくは奈良市企業局物品購入等入札参加資格を有すること。
- ・公募開始日から契約締結日までの期間に奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領並びに奈良市企業局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ・参加者は、公募開始日において継続して 3 箇月以上の雇用関係にある統括責任者を 1 名配置できること。
- ・参加者は、公募開始日において継続して 3 箇月以上の雇用関係にある副統括責任者を 1 名配置できること。
- ・単独企業は、本業務全体を統括するために必要なマネジメント能力、業務実施体制及び類似業務実績を有し、業務履行管理、緊急時対応及び発注者との連絡調整を統括する責任を負うものとする。
また、補修・修繕業務その他建設業法に基づく施工を担うため、必要な建設業許可及び一定の施工能力を有すること。
- ・共同企業体の構成員のうち、主契約企業は、本業務全体を統括するために必要なマネジメント能力、業務実施体制及び類似業務実績を有し、各構成員間の調整、業務履行管理、緊急時対応及び発注者との連絡調整を統括する責任を負うものとする。
また、補修・修繕業務その他建設業法に基づく施工を担う構成員については、必要な建設業許可及び一定の施工能力を有すること。
なお、共同企業体の各構成員は、参加表明時にそれぞれが担当する業務について、必要な資格、許可、技術力及び実績を有する資料を添付し、担当業務区分を明示すること。
- ・参加者は、総価契約の植栽管理業務のうち、低木定期剪定作業及び中・高木定期剪定作業を実施する場合は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。
ア 1 級または 2 級造園施工管理技士
イ 造園技能士 1 級

②単独企業における要件

単独企業は、本章第 1 項（1）共通事項及び次に掲げる要件を満たすこと。

- ・単独企業は、奈良県内に本店または支店を有すること。

③共同企業体における要件

共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、本章第 1 項（1）共通事項及び次に掲げる要件を満たすこと。

- ・共同企業体は、2 者以上の構成員とし、任意かつ自主的に結成するものであること。
- ・構成員は、2 社以上の企業または団体とし、奈良県内に本店を有する企業または奈良県内に事業所を有する団体を 1 社以上含むこと。
- ・構成員の出資比率は任意とするが、主契約企業が最大出資者であること。また、各構成員の役割分担、責任範囲及び実施体制を明確にすること。
- ・参加表明に係る申請書等の提出後について、主契約企業及び構成員の変更は

認めない。

- ・構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ・共同企業体は、本事業における構成員名義の通帳を作成し、支払い状況が確認できる状況にしておかなければならない。

(6)受注候補者を選定するための評価方法及び評価基準

- ①方法：参加表明等一次審査書類、提案書等二次審査書類及びプレゼンテーションの内容を奈良市包括的道路維持管理業務委託の実施に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で審査する。評価基準は別途定める。
- ②基準：評価基準による評価の結果、委員会の委員の評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。

(7)手続きについて

①実施要領等の配布

- ・配布期間：令和8年6月1日(月)午前9時から令和8年6月30日(火)午後5時まで
- ・配布方法：奈良市ホームページからダウンロード

②参加表明等の提出

- ・提出期間：令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)の閉庁日を除く午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く）まで
- ・提出方法：道路維持課に直接持参し提出すること。

③提案書等の提出

- ・提出期間：令和8年6月17日(水)から令和8年6月30日(火)の閉庁日を除く午前9時から午後5時（午後0時から午後1時を除く）まで
- ・提出方法：道路維持課に直接持参し提出すること。

(8)その他

- ①詳細は「奈良市包括的道路維持管理業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領」によるものとする。
- ②手続きに用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(9)問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部道路維持課
電話：0742-34-5387
e-mail：douroiji@city.nara.lg.jp